

# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内（国制度）

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担うひとり親世帯の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金が支給されます。

## ■支給対象者

- ①児童扶養手当を受給している人  
令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ②公的年金給付などを受給している人  
年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人
- ※令和2年5月末時点でひとり親の人で、公的年金などの受給額を含めた平成30年中の収入額が児童扶養手当所得制限限度額を下回る人
- ③家計急変者  
新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した人
- ※申請時点でひとり親の人で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入（令和2年2月以降の1か月の収入×12か月）が児童扶養手当所得制限限度額を下回る人

## ■支給額

- ◇基本給付  
1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
- ◇追加給付  
1世帯5万円（支給対象者①と②の人で、収入が大きく減少したと申し出のあった人）
- ※生活保護の被保護者は追加給付対象にはなりません。

## ■申請手続き

- ◇児童扶養手当を受給している人  
追加給付のみ申請が必要
- ◇公的年金給付などを受給している人  
基本給付、追加給付ともに申請が必要
- ◇家計急変者  
基本給付のみ申請が必要

## ■問合せ先

- ・厚生労働省『ひとり親世帯臨時特別給付金』コールセンター ☎ 0120-400-903  
（受付時間 平日午前9時～午後6時）
- ・町民福祉課児童係 ☎ 52-5810

国勢調査にご協力をお願いします

国企画財政課企画係 ☎ 52・5803

今年の10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。

国勢調査は、統計法に基づき日本に住むすべての人および世帯を対象として、全国一斉に行われる最も重要な統計調査です。調査結果は、国や都道府県、市町村行政の基礎資料となり、私たちの暮らしのために役立てられます。

9月14日（月）より、国勢調査員が町内に住むすべての家を訪問し、調査書類の配布を行います。

回答方法は、原則としてインターネット回答と調査票による回答の2種類があります。

国勢調査ではインターネット回答を推奨しています。お持ちのスマートフォンやパソコンを使用して回答することができます。調査票による回答の場合は、調査書類に同封されている提出用封筒に、記入した調査票を入れて郵便ポストに投函してください。

今回の国勢調査についても皆

さまのご協力をお願いします。  
◇ご家庭にインターネット環境がない人へ

町では、ご家庭にインターネット環境がない人やインターネットに不慣れな人でも、インターネット回答ができるようにインターネット回答会場を設置します。ぜひご来場ください。

※来場する際は、国勢調査員より配布される書類一式をお持ちください。また、新型コロナウイルス感染症防止のためマスクの着用をお願いします。

### ◇期間

9月16日（水）～10月3日（土）  
午前9時～午後5時  
（日曜日・祝日および9月19日（土）は除く）

### ◇会場 役場1階会議室

※新型コロナウイルス感染症の状況により、期間や会場が変更になる場合があります。変更がある場合は、ホームページなどでお知らせします。